

地域社会発展に関する連携協定書

特定非営利活動法人こまき市民活動ネットワーク（以下「甲」という。）及び学校法人市邨学園名古屋経済大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が次条に定める事項について相互に協力し、連携を図り、地域社会の発展に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について協力し、連携するものとする。

- (1) 学生と地域が相互に学びを深めるための人材交流に関する事項
- (2) 学生と地域が一体となり、より良い地域づくりに向けた地盤を醸成することに関する事項
- (3) 地域社会の発展に資する人材の育成に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲及び乙が協議して合意した事項

（実施方法）

第3条 甲及び乙は、前条に規定する協力及び連携の具体的な内容、実施方法その他必要な事項については、その都度協議の上、合意により定めるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく協力及び連携の実施により知り得た情報を、第2条の協力及び連携の目的にのみ使用するものとし、相手方の事前の承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事項についてはこの限りではない。

- (1) 相手方から提供を受けた時点で既に公知となっていた情報
- (2) 法令により開示を求められた情報

2 前項の義務は、本協定終了後も存続するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲乙いずれからも本協定を更新しない旨の申出のない場合は、本協定は1年間延長され、その後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項に疑義が生じた場合は、甲及び乙は協議の上、合意により決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和6年6月6日

甲 小牧市小牧3丁目555番地 ラピオ2階
特定非営利活動法人こまき市民活動ネットワーク

代表理事

関 哲雄

乙 犬山市内久保61-1
学校法人市邨学園名古屋経済大学

学長

佐分 晴夫